

財政局入札参加資格等審査会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、財政局の所管に係る各種修繕及び業務委託等（以下「業務委託等」という。）に関し必要な審査を行うため、千葉市財政局入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）を財政局内に置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、1件あたりの設計金額（予定価格）が1,000万円以上（ただし、単価契約及び契約期間が複数年度にわたる契約においては、契約期間中の執行予定額の総額とする。）の業務委託等に係る次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指名競争入札の方法により行う理由及び指名業者の選定に関する事
- (2) 一般競争入札及び希望型指名競争入札における入札参加資格の設定に関する事
- (3) 随意契約の相手方及び理由に関する事
- (4) 企画競争により行う理由及び参加資格要件の設定に関する事。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、業務委託等に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、審査会は、次の各号の規定に該当する場合には審査を行わない。

- (1) 施行決定を省略する場合（「千葉市決裁規程の運用について（依命通達）」に該当する場合）
- (2) 財政局業務委託希望型指名競争入札実施要綱第8条により指名競争入札に切替える場合
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号により随意契約に切替える場合

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる、委員長及び委員をもって組織する。

(職務)

第4条 審査会の委員長は、会務を総理する。

2 審査会の委員長に事故があるとき又は欠けたときは、財政部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 審査会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、議案となっている契約案件を所管する委員は、当該案件に係る議決に参加することができない。

4 委員長は、急施を要し、又は審査会の会議を開催することができないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

5 委員長は、審査に必要があるときは、関係職員に対し必要な資料を提出させ、又は審査会に出席させて説明を求めることができる。

6 委員長は、他局の入札参加資格等審査会（以下「他局審査会」という。）による審査が合理的であると認めるときは、他局審査会の委員長と協議の上、審査会の会議に替えて、他局審査会に業務委託等に係る案件の全部又は一部の審査を依頼することができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、財政局財政部資金課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（千葉市財政局入札参加資格等審査会委員名簿）

委員長	財政局長
委員	財政部長
	資産経営部長
	税務部長
	資金課長